

# 関係資料

平成19年11月21日

金融庁

## ○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理

### II. 検討課題

#### 2. 制度を含むインフラ

##### (1) 規制環境

##### ③ 市場制度

##### ・ プロに限定した取引の活発化

ー 海外企業や国内の非上場の新興企業等に対し、我が国市場における資金調達を拡大することは、これらの企業に成長資金を提供するとともに、資金を運用する投資家にとっても収益機会の拡大につながり、結果として、我が国金融・資本市場の「厚み」を増すこととなると考えられる。

また、我が国金融・資本市場の国際的な競争力を強化するためには、ホールセール市場での自由度を拡大し、機関投資家等の市場参加者間の競争を通じ、金融イノベーションを促進することが重要である。

他方、個人を中心とする我が国の一般投資家が直接参加するリテール市場においては、安心して市場で取引できる必要があることから、法定の情報開示等による投資家保護の枠組みが維持されるべきである。

今般の金融商品取引法制の本格的な施行により、投資家の属性に応じた規制体系の柔構造化が図られ、プロ投資家向けの販売・勧誘については、情報格差の是正を目的とする行為規制の適用が大幅に緩和されることとなる。また、併せて、適格機関投資家について、事業会社に係る有価証券の投資額基準を引き下げるとともに、その他の法人、個人についても適格機関投資家となる道を開くなど、その範囲が大幅に拡大されることとなる。

これらの制度整備をベースとして、ハイリスク商品等の取引を含め、ホールセール市場における、プロに限定した取引を一層活発化させていくための方策について検討を行っていくことが重要である。その際、市場関係者のニーズ等も踏まえつつ、講ずべき方策があれば、その実現に向けて適切に対応していくべきである。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会  
金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの  
共通プラットフォームにする。

(6) プロ向け市場の創設と規制の合理的分化

- ① 今後の我が国の資本市場は市場型間接金融の拡大を促す方向で制度整備を進めるべきである。すなわち、直接的な意味での市場参加者をプロに限定することで、イギリスの代替投資市場(AIM)やドイツの自由市場(Freiverkehr)のように、過剰な規制をうけることなく、自己責任原則の下で自由に活動できる市場を拡大していくことを目指すべきである。
- ② ただし、市場規制の観点からはプロの市場参加者であればあるほど要求される高度の倫理性、首尾一貫性(integrity)が、公正な価格形成確保の観点から求められる。プロとされる市場参加者は、しっかりとしたコンプライアンス(法令等遵守)と内部統制の体制を確立し、プロとしての責任(professional liability)を果たせる規律ある存在でなければならない。特に市場型間接金融の下では、関係者の利害関係が重層化することから、一般投資家の資産運用を受託する機関投資家の受託者責任に関するルールの明確化を図るべきである。

3. 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する。

(1) プロ向け市場における規制緩和と一般投資家の保護の徹底

- ① 今後の我が国の金融・資本市場は市場型間接金融を前提にして制度整備を進めるべきである。その下では、直接的な意味での市場参加者をプロに限定し、業者の側におけるコンプライアンス・内部統制体制の確立を前提として規制を緩和することにより、投資家保護に関わる制度整備の負荷の軽減化を図ることが可能となる。一方、一般投資家向け市場においては、投資家に対する保護を徹底するべきである。
- ② 金融監督については、以上のような金融・資本市場の目指すべき方向を踏まえ、規制の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供することに重点を置くべきである。

## 現行制度上の取引所の子会社等に関する規制

### ○子会社の範囲

- 取引所は、原則として、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。
- この例外として、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。

(注1) 子会社とは、総株主等の議決権の過半数を保有する会社をいう。

(注2) 取引所金融商品市場の開設に附帯する業務とは、取引所金融商品市場の開設に伴って必要かつ適当な業務。

### ○子会社以外への出資

- 出資を行うことができる会社の業務範囲について制限なし。
- ただし、取引所の財務の健全性や業務運営の公正性等を確保する観点から、公益又は投資者保護上、問題のある出資が行われる場合には、内閣総理大臣は業務改善命令等の処分を行うことができる。

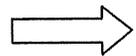
## 金融商品取引所の子会社の関連業務について

<p>関連業務に関する法律上の規定</p>	<p>金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。</p>
<p>関連業務の範囲</p>	<p>今後の技術革新やグローバル化の更なる進展に対応した多様な展開に対応できるようにするため、法令上業務範囲を予め個別に限定列挙するのではなく、取引所が子会社を設立・保有する際に、行政の認可を通じて、その妥当性を判断することとしている。</p>
<p>認可にあたっての判断要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該業務が取引所の業務に密接に関連すること</li> <li>② 取引所の円滑な業務運営に資するものであること</li> <li>③ 子会社の業務運営が取引所に及ぼすリスクの管理がしっかり行われていること</li> <li>④ 取引所の運営の公正性や中立性に対する信頼感が損なわれることがないこと</li> </ul> <p style="text-align: center;">（「取引所のあり方に関するワーキンググループ」報告（平成14年11月29日））</p>

（注）子会社とは、総株主等の議決権の過半数を保有する会社をいう。

## 金融商品取引所の主要株主規制について

- 原則として、20%以上の議決権の取得・保有を禁止
- ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社は適用除外
- さらに、地方公共団体その他の政令で定める者については、内閣総理大臣の認可を受ければ、50%以下の議決権の取得・保有が可能（政令において地方公共団体のみ規定）



### 認可基準

- ① 認可申請者が議決権を行使することにより、取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと
- ② 認可申請者が取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること

## わが国の開示制度の概要

	上 場	店頭登録	公 募 (前提:非上場・非店頭登録)	グリーンシート (前提:公募しない場合)	適格機関投資家私募
①対象株券	無制限 (但、審査基準等を満たすもの)	無制限 (但、審査基準等を満たすもの)	無制限	非上場・非店頭登録の内国株券のみ (但、証券業協会が規則で定めるもの)(注1)	無制限 (但、継続開示を行っている発行者の発行にかかる株券でないこと)
②対象投資家	無制限	無制限	無制限	無制限	適格機関投資家
③開示規制					
(1)発行開示	法定開示	法定開示	法定開示	自主規制開示	なし
(2)継続開示	法定開示 ●有価証券報告書 ●四半期報告書 ●内部統制報告書 ●臨時報告書	法定開示 ●有価証券報告書 ●四半期報告書 ●内部統制報告書 ●臨時報告書	法定開示 ●有価証券報告書 ●半期報告書 ●臨時報告書	自主規制開示(注2)	なし(注2)
(3)英文開示	平成21年3月31日までに実施(注3)	同左	同左	—	—
(4)外国企業に許容される会計基準	金融庁長官が認めるもの(注4)	金融庁長官が認めるもの(注4)	金融庁長官が認めるもの(注4)	—	無制限
(5)その他の開示規制	適時開示 (証券取引所規則)	適時開示 (証券業協会規則)	なし	適時開示 (証券業協会規則)	なし

	上 場	店頭登録	公 募 (前提:非上場・非店頭登録)	グリーン・シート (前提:公募しない場合)	適格機関投資家私募
④転売規制	なし	なし	なし	なし	適格機関投資家のみ に転売可
⑤公開買付け規制の適用					
(1)第三者による公開買付け	あり	あり	あり	なし(注2)	なし(注2)
(2)発行者による公開買付け	あり	あり	なし	なし	なし
⑥大量保有報告 規制の適用	あり	あり	なし	なし	なし

(注1) 当該グリーンシート銘柄の取扱会員等以外の会員が、譲渡制限を付して適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には自主規制の適用はない(日証協「グリーンシート銘柄に関する規則」38条)。

(注2) 内国株券等の所有者の数が、当該事業年度又は前4事業年度の末日において500名以上の場合には、当該内国株券等の発行者は継続開示義務を負う(金商法24条1項4号)(ただし、四半期報告書及び内部統制報告書の提出義務はない)。また、第三者による公開買付け規制の対象となる。

(注3) 外国会社等を対象に、日本語による要約等の添付を条件に、英文の有価証券報告書等に類する書類の提出が可能(有価証券届出書等は対象外)。外国ETFについては施行済。

(注4) 財務諸表規則127条に基づき、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めた用語・様式・作成方法による財務書類の提出が可能。米国会計基準等に認められた事例が多い。

# 経済財政改革の基本方針2007(抜粋)

平成19年6月19日

## 第2章 成長力の強化

### 2. グローバル化改革

#### 【改革のポイント】

2. 金融・資本市場の競争力強化のため、①取引所等の市場インフラ(フィールド)、②金融機関や機関投資家(プレーヤー)、③市場監視(審判)を包括する総合的な改革プランを策定する。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化を進める。

#### 【具体的手段】

#### (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定

「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

∞

#### ① 取引所の競争力の強化

取引所において株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

#### ② 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し

優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

#### ③ 準司法機能の強化による市場監視体制の整備

平成20年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。

#### ④ 競争力強化に向けた総合的な取組

規制監督の透明性・予見可能性の向上等、競争力強化に向けた環境整備について総合的に引き続き検討を行う。あわせて、国際金融センターとしての都市機能の高度化に向けて都市再生の取組を進める。

○経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会

金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告（平成19年4月20日）

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。

(1) 金などの現物及び商品先物の投資信託法上の特定資産化

○ リスク・アセットの選択肢を拡大することにより、個人の投資資金の流入が進み、市場取引に厚みが出るのが期待される。このため、投資信託やETF(上場投資信託)に金などの現物及び商品先物を主たる資産として組み込むことを可能にするなど、新しい金融商品を生み出すための制度整備を行なうべきである。

(2) 取引所間競争を促進するための金融商品取引法、商品取引所法等の改正

① 取引所の国際競争力を強化するためには、取引所間の競争を促進するとともに、新しい金融商品の開発やシステム投資を促進するための制度整備を行なうことが必要である。このため、証券取引所に商品先物、商品先物オプションを上場できるようにするとともに、金融先物、商品先物等も含めた総合取引所の設立を可能とするよう制度整備を行なう。また、将来的には、電力市場、排出権市場なども総合的にカバーする取引所の実現を可能とするべきである。

② この際、柔軟な組織再編が行なえるよう、証券取引所の持株会社の下に商品取引所を設立することを可能とするべきである。また、総合取引所や証券取引所における商品先物取引については、商品取引所法の適用除外とし、金融商品取引法の下で規制を行なうべきである。なお、こうした規制の対象になるのは、市場規制としての共通項を有する事柄であり、上場商品の組成農産物・エネルギー等自体に対する政策的観点の意義と矛盾するものではない。

③ 他方、我が国の商品取引所については、グローバルな資金の流れから完全に取り残されており、我が国が世界第二位の経済大国であるにも関わらず、外国に価格形成の主導権を奪われている。商品取引所の活性化に向けて、抜本的な改革を行なうことが不可欠である。このため、取引所のガバナンスを強化するため、現在事業者による会員制組織である取引所の組織形態の株式会社への転換や株式の上場を促すべきである。また、監督官庁と取引所の関係を規律あるものとするため、取引所への監督官庁からの天下りを制限するとともに、上場商品に関する主務大臣認可を廃止し、取引所の自主規制に任せるようにする等、商品取引所の国際競争力の強化に向けた抜本的な改革を断行すべきである。

○我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理  
(平成19年6月13日)

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

③ 市場制度

・ 取引所における取扱商品の多様化

- － 「厚み」のある市場を形成し、我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるためには、海外取引所で上場されているような多様な商品が我が国でも取り扱われることにより、利用者の利便性が向上することが重要であり、投資家保護の観点等に留意しつつ、ETF (Exchange Traded Funds: 上場投資信託) の範囲の拡大等、取扱商品の多様化に向けた制度整備について、今後、検討する必要がある。

3. 各市場参加者(プレイヤー)が取り組むべき課題

(1) 市場開設者

・ 取引所における取扱商品の多様化

- － 我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるためには、取引所において多様な商品が取り扱われることにより、利用者の利便性が向上することが重要であり、投資家保護の観点に留意しつつ、市場参加者のニーズを踏まえた各取引所による積極的な取組みが期待される。

## 海外主要取引所の取扱商品の状況

国	取 引 所	有価証券	〔証券〕 〔金融〕 先物	商品先物	
米	ナスダック取引所	○			
	CMEグループ	シカゴマーカンタイル取引所 (CME)		○	○
		シカゴ商品取引所		○	○
仏	NYSE・ユーロネクストグループ	ニューヨーク証券取引所 (NYSE)	○		
		ユーロネクスト・パリ	○	○	
英		ユーロネクスト・ライフ		○	
英	ロンドン証券取引所	○			
独	ドイツ取引所グループ	フランクフルト証券取引所	○		
		ユーレックス		○	
		ヨーロッパ・エネルギー取引所			○
星	シンガポール取引所グループ	シンガポール証券取引所	○		
		シンガポールデリバティブ取引所		○	
		ジョイントアジアンデリバティブ取引所			○
韓国	韓国取引所	○	○	○	

(各取引所のホームページにより調査)

## アメリカにおける主な取引所の取扱商品

取引所名	有価証券 現物	主な上場デリバティブ商品(先物・オプション)			
		金融関連	農産物	エネルギー 工業品	その他
ニューヨーク証券取引所(NYSE) <sup>(注)</sup> [NYSE・ユーロネクストグループ]	○				
ナスダック取引所(NASDAQ)	○				
C M E グ ル ー プ	シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME)	外国為替 株価指数 金利	バター 粉乳 ミルク 脱脂粉乳 チーズ 食肉牛 生牛 材木 パルプ 冷凍豚 ブタ 肥料 窒素肥料 エタノール		経済指標 不動産指 数 天候
	シカゴ商品取引所(CBOT)	株価指数 債券指数 金利 CDS指数	コーン 大豆 大豆油 大豆ミール 小麦 エタノール 大麦 コメ	金銀	
シカゴ・オプション取引所(CBOE)		個別株式 株価指数 債券指数			
ニューヨーク・マーカンタイル取引所 (NYMEX)				WTI原油 天然ガス 燃料油 無鉛ガソリン ブレント油 ガソリン プロパン 石炭 金 銀 プラチナ パラジウム 銅 アルミニウム	
ニューヨーク商品取引所(NYBOT)		外国為替 株価指数	ココア 綿 コーヒー 冷凍オレンジ 果汁 パルプ 砂糖 エタノール		

(注) ニューヨーク証券取引所を傘下に収めるNYSEグループは、2007年4月に持株会社形態によりユーロネクストグループと経営統合している。

## 英・独・仏における主な取引所の取扱商品

	取引所名	有価証券 現物	主な上場デリバティブ商品(先物・オプション)			
			金融関連	農産物	エネルギー 工業品	その他
イギリス	ロンドン証券取引所	○				
	ユーロネクスト・ライフ <sup>(注)</sup> [NYSE・ユーロネクストグループ]		個別株式 外国為替 株価指数 金利	ココア コーヒー コーン 菜種 粗糖 砂糖 飼料用小麦 製粉小麦		
	ICEフューチャーズ		外国為替	ココア コーヒー 綿 オレンジ果汁 砂糖	ブレント油 石炭 軽油 ガソリン 燃料油 中東原油 天然ガス WTI原油	電力 排出権 商品指数
	ロンドン金属取引所				アルミニウム 銅 ニッケル スズ 亜鉛 鉛 プラスチック 鉄	
ドイツ	ドイツ取引所グループ					
	フランクフルト証券取引所	○				
	ユーレックス		個別株式 株価指数 金利 債券 ETF CDS指数			
	ヨーロッパ・エネルギー取引所				天然ガス 石炭	電力 排出権
	リスクマネジメント取引所			ブタ 子豚 ジャガイモ 小麦 大麦		
フランス	ユーロネクスト・パリ <sup>(注)</sup> [NYSE・ユーロネクストグループ]	○	個別株式 株価指数			

(注) ユーロネクストグループであるアムステルダム(オランダ)、ブリュッセル(ベルギー)、リスボン(ポルトガル)、パリ(フランス)の各取引所においては有価証券現物及びその関連デリバティブ取引を上場しており、商品デリバティブ取引については各取引所を通じてユーロネクスト・ライフにおいて取引される。なお、ユーロネクストグループは2007年4月に持株会社形態によりNYSEグループと経営統合している。

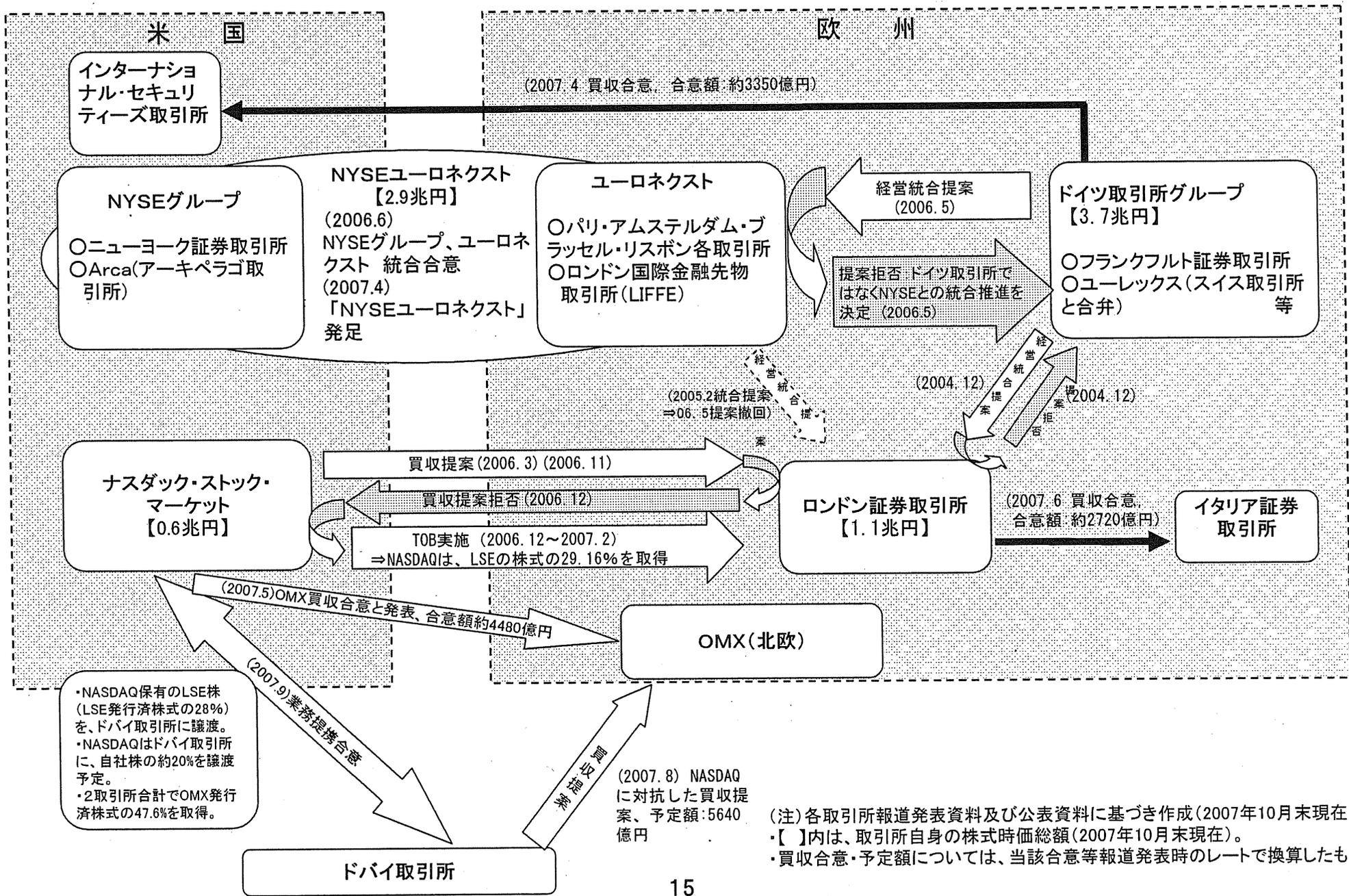
(各取引所のホームページより調査)

## 韓国・シンガポールにおける主な取引所の取扱商品

	取引所名	有価証券 現物	主な上場デリバティブ商品(先物・オプション)			
			金融関連	農産物	エネルギー 工業品	その他
韓国	韓国取引所	○	外国為替 株価指数 債券指数 金利 個別株式		金	
シンガポール	シンガポール証券取引所	○				
	シンガポールデリバティブ取引所		株価指数 金利			
	ジョイントアジアンデリバティブ取引所			ゴム	パーム油	
	シンガポール商品取引所			ゴム コーヒー		

(各取引所のホームページより調査)

# 欧米における取引所の統合の動き



(注)各取引所報道発表資料及び公表資料に基づき作成(2007年10月末現在)。  
 ・【 】内は、取引所自身の株式時価総額(2007年10月末現在)。  
 ・買収合意・予定額については、当該合意等報道発表時のレートで換算したものとす。

## 金融商品取引所と商品取引所の業務範囲等

		金融商品取引法	商品取引所法
取 引 所	取引所の業務範囲	取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務	商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務
	株式取得制限 (議決権ベース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則20%以上の取得・保有を禁止</li> <li>・ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社については当該規制の適用除外</li> <li>・また、地方公共団体その他の政令で定める者については、内閣総理大臣の認可を受ければ、50%以下の取得・保有が可能 【政令で地方公共団体のみ規定】</li> </ul>	5%超の取得・保有を一律禁止
	子会社の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社のみ子会社とすることが可能</li> <li>・ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。</li> </ul>	【子会社に関する規定なし】
持 株 会 社	持株会社の業務範囲	子会社である株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する業務	【持株会社に関する規定なし】
	子会社の業務範囲	(取引所の子会社の業務範囲と同じ)	

(注) 子会社とは、当該会社の議決権の過半数を保有する会社をいう。

## (参照条文)

### **金融商品取引法** (昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)

#### (目的)

**第一条** この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** (略)

2~15 (略)

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17~31 (略)

#### (免許)

**第八十条** 金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

2 前項の規定は、金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者が、この法律の定めるところに従つて有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（取引所金融商品市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

#### (業務の範囲)

**第八十七条の二** 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。

#### (子会社の範囲)

**第八十七条の三** 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開

設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。

- 2 前項の「子会社」とは、金融商品取引所がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、金融商品取引所及びその一若しくは二以上の子会社又は金融商品取引所の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社は、金融商品取引所の子会社とみなす。
- 3 (略)

#### (議決権の保有制限)

第百三条の二 何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2～6 (略)

#### (認可等)

第百六条の三 地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条、第百六条の十四及び第百六条の十七において「地方公共団体等」という。）は、第百三条の二第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2～5 (略)

#### (認可基準)

第百六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社金融商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
- 二 認可申請者が金融商品取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

2 (略)

**(子会社の範囲)**

**第百六条の二十四** 金融商品取引所持株会社は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。

**(金融商品取引所に対する監督上の処分)**

**第百五十二条** 内閣総理大臣は、金融商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 (略)

二 金融商品取引所の行為又はその開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき 十日以内の期間を定めて取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2～3 (略)

**(業務改善命令)**

**第百五十三条** 内閣総理大臣は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引所に対し、定款、業務規程、受託契約準則その他の規則又は取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(参照条文)

**金融商品取引法施行令** (昭和四十年九月三十日政令第三百二十一号)

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合を超えて対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

## (参照条文)

### **商品取引所法** (昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)

#### (目的)

**第一条** この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品市場における取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営及び商品市場における取引等の委託者の保護に資することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** (略)

**2～8** (略)

**9** この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前項第三号に掲げる取引

**10～18** (略)

#### (業務の制限)

**第三条** 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。

#### (商品市場類似施設の開設の禁止)

**第六条** 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）を除く。）を開設してはならない。

**2** 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

**(議決権の保有制限)**

**第八十六条** 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び次条において同じ。）の百分の五を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この条において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。

2～4 （略）